

議案第 85 号

伊賀市農業集落排水処理施設等の管理に関する条例等の一部改正について

伊賀市農業集落排水処理施設等の管理に関する条例等の一部を次のとおり改正しようとする。

令和元年6月4日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市農業集落排水処理施設等の管理に関する条例等の一部を改正する条例

(伊賀市農業集落排水処理施設等の管理に関する条例の一部改正)

第1条 伊賀市農業集落排水処理施設等の管理に関する条例(平成16年伊賀市条例第185号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第8条関係)

使用料

施設の名称	区分	月額使用料金 (1戸当たり)	
上之庄地区 農業集落排 水処理施設	一般家庭	基本料金	2,420円
		加算料金 (人数割料金)	1人につき 440円
	事業所等	基本料金	2,420円
		加算料金 (人数割料金)	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第32条第1項の規定に基づき算出した人員1人につき440円を加算した額
朝屋百田地	一般家庭	基本料金	2,420円

区農業集落排水処理施設		加算料金 (人数割料金)	1人につき 440円
	事業所等	基本料金	2,420円
		加算料金 (人数割料金)	令第32条第1項の規定に基づき算出した人員1人につき440円を加算した額
下友生地区農業集落排水処理施設	一般家庭	基本料金	3,300円
		加算料金 (人数割料金)	1人につき 550円
	事業所等	基本料金	3,300円
		加算料金 (人数割料金)	令第32条第1項の規定に基づき算出した人員1人につき550円を加算した額
桂地区農業集落排水処理施設	一般家庭	基本料金	3,300円
		加算料金 (人数割料金)	1人につき 550円
	事業所等	基本料金	3,300円
		加算料金 (人数割料金)	令第32条第1項の規定に基づき算出した人員1人につき550円を加算した額
古山地区農業集落排水処理施設	一般家庭	基本料金	3,630円
		加算料金 (人数割料金)	1人につき 550円
	事業所等	基本料金	3,630円
		加算料金 (人数割料金)	令第32条第1項の規定に基づき算出した人員1人につき550円を加算した額
比自岐地区農業集落排水処理施設	一般家庭	基本料金	3,520円
		加算料金 (人数割料金)	1人につき 550円
	事業所等	基本料金	3,520円
		加算料金 (人数割料金)	令第32条第1項の規定に基づき算出した人員1人につき550円を加算した額

府中地区農業集落排水処理施設(伊賀市コミュニティ・プラント処理施設)	一般家庭	基本料金	3,300円
		加算料金 (人数割料金)	1人につき 550円
	事業所等	基本料金	3,300円
		加算料金 (人数割料金)	令第32条第1項の規定に基づき算出した人員1人につき550円を加算した額
西高倉地区農業集落排水処理施設	一般家庭	基本料金	3,850円
		加算料金 (人数割料金)	1人につき 522円
	事業所等	基本料金	3,850円
		加算料金 (人数割料金)	令第32条第1項の規定に基づき算出した人員1人につき522円を加算した額
猪田地区農業集落排水処理施設	一般家庭	基本料金	2,310円
		加算料金 (人数割料金)	1人につき 330円
	事業所等	基本料金	2,310円
		加算料金 (人数割料金)	令第32条第1項の規定に基づき算出した人員1人につき330円を加算した額
長田地区農業集落排水処理施設	一般家庭	基本料金	2,750円
		加算料金 (人数割料金)	1人につき 440円
	事業所等	基本料金	2,750円
		加算料金 (人数割料金)	令第32条第1項の規定に基づき算出した人員1人につき440円を加算した額
花之木地区農業集落排水処理施設	一般家庭	基本料金	2,750円
		加算料金 (人数割料金)	1人につき 440円
	事業所等	基本料金	2,750円

		加算料金 (人数割料金)	令第 32 条第 1 項の規定に基づき算出した人員 1 人につき 440 円を加算した額
西山地区農業集落排水処理施設	一般家庭	基本料金	3,850 円
		加算料金 (人数割料金)	1 人につき 524 円
	事業所等	基本料金	3,850 円
		加算料金 (人数割料金)	令第 32 条第 1 項の規定に基づき算出した人員 1 人につき 524 円を加算した額
神戸地区農業集落排水処理施設	一般家庭	基本料金	2,750 円
		加算料金 (人数割料金)	1 人につき 550 円
	事業所等	基本料金	2,750 円
		加算料金 (人数割料金)	令第 32 条第 1 項の規定に基づき算出した人員 1 人につき 550 円を加算した額
花垣地区農業集落排水処理施設	一般家庭	基本料金	3,300 円
		加算料金 (人数割料金)	1 人につき 550 円
	事業所等	基本料金	3,300 円
		加算料金 (人数割料金)	令第 32 条第 1 項の規定に基づき算出した人員 1 人につき 550 円を加算した額
依那古地区農業集落排水処理施設	一般家庭	基本料金	2,750 円
		加算料金 (人数割料金)	1 人につき 550 円
	事業所等	基本料金	2,750 円
		加算料金 (人数割料金)	令第 32 条第 1 項の規定に基づき算出した人員 1 人につき 550 円を加算した額
壬生野東部浄化センター	一般家庭	基本料金	2,200 円
		加算料金 (人数割料金)	1 人につき 770 円。ただし、1 世帯 1 人の場合は基本料金とする。

事業所等	基本料金	2,200 円
	加算料金 (使用水量割料金)	1 m ³ につき 192 円
<p>1 使用料は、基本料金と人数割料金又は使用水量割料金との合計額とする。</p> <p>2 使用者が第7条に規定する届出を怠った場合は、管理者が下水道の開始日等を認定するものとする。</p> <p>3 管理者は、工事その他の理由により一時使用する場合において必要と認めるときは、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から下水道の使用を廃止した旨の届出があったとき、その他管理者が必要と認めるときに行う。</p> <p>4 使用料の額は、毎使用月において一般家庭は1世帯当たりの基本料金と人数割料金とし、事業所等は基本料金と排除した汚水量に応じ上記表に定めるところにより算出した使用水量割料金とする。</p> <p>5 一般家庭及び住宅併用の事業所等の世帯人数は、毎年4月1日及び10月1日現在における住民基本台帳の人数とする。また、新たに使用を開始、再開した者は、管理者が定めるところにより、遅滞なくその旨を管理者に届けなければならない。</p> <p>6 前号の規定にかかわらず、管理者は、使用者の届出により人数割の変更を認めることができる。</p> <p>7 事業所等の使用水量は管理者が認定する。</p> <p>8 事業所等が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。</p> <p>(2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は事業所等の態様を勘案して管理者が認定する。この場合において、管理者は、必要があると認めるときは、適当な場所に計測装置を取り付けさせることができる。</p>		

	<p>(3) 事業所等が、その営業に伴い使用する水量とその営業に伴い排除する汚水の量とが異なるものを営む場合、管理者は、使用者に計測装置を取り付けさせ、その使用月に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を提出させるものとする。この場合において、管理者は、前2号の規定にかかわらず、その申告書の記載内容を勘案してその事業所等の排除した汚水の量を認定するものとする。</p>				
上三ヶ地区農業集落排水処理施設	一般家庭	基本料金	2,750 円		
		加算料金 (人数割料金)	世帯人数×550 円		
中矢地区農業集落排水処理施設 第1中矢地区集落排水処理施設第2(単独)	事業所等	基本料金	2,750 円		
		加算料金 (令第32条第1項の規定に基づき算出した人員)	50人以下	事業所等 (独立) 事業排水なし	0 円
				事業所等 (独立) 事業排水あり	1,100 円
			51人～150人	事業所等 (独立) 事業排水なし	1,100 円
				事業所等 (独立) 事業排水あり	3,300 円
		151人～300人	事業所等 (独立) 事業排水なし	8,250 円	
事業所等 (独立) 事業排水あり	16,500 円				

			301人以上	事業所等 (独立)	33,000円
			50人以下	事業所等 (住宅併用) 事業排水なし	0円 + 世帯 人数 × 550円
				事業所等 (住宅併用) 事業排水あり	1,100円 + 世 帯人数 × 550 円
			51人～150人	事業所等 (住宅併用) 事業排水なし	1,100円 + 世 帯人数 × 550 円
				事業所等 (住宅併用) 事業排水あり	3,300円 + 世 帯人数 × 550 円
			151人～300人	事業所等 (住宅併用) 事業排水なし	8,250円 + 世 帯人数 × 550 円
				事業所等 (住宅併用) 事業排水あり	16,500円 + 世帯人数 × 550円
			301人以上	事業所等 (住宅併用)	33,000円
		<p>1 工事その他の理由により一時使用する場合において必要と認めるときは、管理者は使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から下水道の使用を廃止した旨の届出があったとき、その他管理者が必要と認めたときに行う。</p> <p>2 使用料の額は、毎使用月において一般家庭は、1世帯当たりの基本料金と人数割料金とし、事業所等は基本料金と令第32条第1項の規定</p>			

	<p>に基づき算出した処理対象人員に応じ、上記表に定めるところにより算出した額とする。</p> <p>3 一般家庭及び住宅併用の事業所等の世帯人数は、毎年4月1日及び10月1日現在における住民基本台帳の人数とする。ただし、新たに下水道の使用を開始又は再開したときは、その開始又は再開した日の世帯人数とする。</p> <p>4 事業所等の人員算定は、毎月1日とする。ただし、新たに下水道の使用を開始又は再開したときは、その開始又は再開した日とする。</p> <p>5 前2項の規定にかかわらず、管理者は、使用者の届出により人数割の変更を認めることができる。</p> <p>6 使用者が特別に必要とするため、公共ますを追加した場合の使用料は、公共ます1つにつき、その設定した日の属する月の使用料に550円を加算した額とし、以降毎月徴収する。ただし、使用者の使用する排水設備が公道により分断され、又は分断されており、やむを得ず公共ますを追加した場合は、この限りでない。</p>		
平田地区農業集落排水処理施設	一般家庭	基本料金	2,530円
		加算料金 (人数割料金)	1人につき 495円
	事業所等	基本料金	2,530円
		加算料金 (人数割料金)	令第32条第1項の規定に基づき算出した人員1人につき495円を加算した額
真泥地区農業集落排水処理施設	一般家庭	基本料金	3,300円
		加算料金 (人数割料金)	1人につき 660円
	事業所等	基本料金	3,300円
		加算料金 (人数割料金)	令第32条第1項の規定に基づき算出した人員1人につき660円を加算した額
奥馬野地区農業集落排水	一般家庭	基本料金	2,619円
		加算料金	1人につき 524円

水処理施設		(人数割料金)			
	事業所等	基本料金	2,619 円		
		加算料金 (人数割料金)	令第 32 条第 1 項の規定に基づき算出した人員 1 人につき 524 円を加算した額		
広瀬川北地区農業集落排水処理施設	一般家庭	基本料金	2,200 円		
		加算料金 (人数割料金)	1 人につき 550 円		
	事業所等	基本料金	2,200 円		
		加算料金 (人数割料金)	令第 32 条第 1 項の規定に基づき算出した人員 1 人につき 550 円を加算した額		
鞆田地区農業集落排水処理施設	一般家庭	基本料金	2,750 円		
		加算料金 (人数割料金)	世帯人数×550 円		
	事業所等	基本料金	2,750 円		
		加算料金 (令第 32 条第 1 項の規定に基づき算出した人員)	50 人以下	事業所等 (独立) 事業排水なし	0 円
				事業所等 (独立) 事業排水あり	1,100 円
			51 人～150 人	事業所等 (独立) 事業排水なし	1,100 円
				事業所等 (独立) 事業排水あり	3,300 円
151 人～300 人	事業所等 (独立) 事業排水なし	8,250 円			

				事業所等 (独立) 事業排水あり	16,500 円
		301 人以上		事業所等 (独立)	33,000 円
		50 人以下		事業所等 (住宅併用) 事業排水なし	0 円 + 世帯 人数 × 550 円
		51 人～150 人		事業所等 (住宅併用) 事業排水なし	1,100 円 + 世 帯人数 × 550 円
				事業所等 (住宅併用) 事業排水あり	3,300 円 + 世 帯人数 × 550 円
		151 人～300 人		事業所等 (住宅併用) 事業排水なし	8,250 円 + 世 帯人数 × 550 円
				事業所等 (住宅併用) 事業排水あり	16,500 円 + 世帯人数 × 550 円
		301 人以上		事業所等 (住宅併用)	33,000 円
<p>1 工事その他の理由により一時使用する場合において必要と認めるときは、管理者は使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から下水道の使用を廃止した旨の届出があったとき、その他管理者が必要と認めたときに行う。</p> <p>2 使用料の額は、毎使用月において一般家庭は、1 世帯当たりの基本料金と人数割料金とし、事業所等は基本料金と令第 32 条第 1 項の規定</p>					

	<p>に基づき算出した処理対象人員に応じ、上記表に定めるところにより算出した額とする。</p> <p>3 一般家庭及び住宅併用の事業所等の世帯人数は、毎年4月1日及び10月1日現在における住民基本台帳の人数とする。ただし、新たに下水道の使用を開始又は再開したときは、その開始又は再開した日の世帯人数とする。</p> <p>4 事業所等の人員算定は、毎月1日とする。ただし、新たに下水道の使用を開始又は再開したときは、その開始又は再開した日とする。</p> <p>5 前2項の規定にかかわらず、管理者は、使用者の届出により人数割変更を認めることができる。</p> <p>6 使用者が特別に必要なため、公共ますを追加した場合の使用料は、公共ます1つにつき、その設定した日の属する月の使用料に550円を加算した額とし、以降毎月徴収する。ただし、使用者の使用する排水設備が公道により分断され、又は分断されており、やむを得ず公共ますを追加した場合は、この限りでない。</p>
--	--

(伊賀市下水道条例の一部改正)

第2条 伊賀市下水道条例(平成16年伊賀市条例第219号)の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1 (第15条関係)

旧上野市の区域に適用

使用料の額

使用料1か月につき		
区分	基本料金	加算料金 使用水量割料金 1立方メートルにつき
一般汚水	10立方メートルまで 880円	10立方メートルを超え30立方メートルまで 176円
		30立方メートルを超える分 242円
公衆浴場汚水	100立方メートルまで	100立方メートルを超える分

	5,852 円	88 円
--	---------	------

- 1 使用料は、基本使用料と超過使用料との合計額とする。
- 2 使用料は、毎月定例日現在により算定し、その日の属する月分として納入通知書による納入、集金又は口座振替の方法により2か月分をまとめて徴収する。定例日は、次に定めるところによる。
 - (1) 水道水に係る汚水を排除する場合は、量水器の検針日
 - (2) 水道水以外に係る汚水を排除する場合は、使用水量の認定日
- 3 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ算定する。
- 4 使用者が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。
 - (1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合等において、それぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する。
 - (2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は事業所等の態様を勘案して管理者が認定する。この場合において、管理者は、必要があると認めるときは、適当な場所に計測装置を取り付けさせることができる。
 - (3) 使用者が、その営業に伴い使用する水量とその営業に伴い排除する汚水の量と異なるものを営む場合、管理者は、使用者に計測装置を取り付けさせ、その使用月に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を提出させるものとする。この場合において、管理者は、前2号の規定にかかわらず、その申告書の記載内容を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

別表第2 (第15条関係)

旧伊賀町の区域に適用

使用料の額

使用料1か月につき		
区分	基本料金	加算料金
一般家庭	2,200 円	人数割料金1人につき 770 円 ただし、1世帯1人の場合は、基本料金
事業所等	2,200 円	使用水量割料金 1立方メートルにつき 192 円

- 1 使用料の額は、毎使用月において一般家庭は1世帯当たりの基本料金と人数割料金とし、事業所等は基本料金と排除した汚水量に応じ上記表に定めるところにより算出した額とする。
- 2 供用開始後、使用を開始していない当初参画者においては、維持管理費として基本料金相当額を徴収する。
- 3 使用料は、その日の属する月分として納入通知書により、納入又は口座振替の方法により毎月徴収する。ただし事業所等は、隔月で徴収する。
- 4 一般家庭及び住宅併用の事業所等の世帯人数は、毎年4月1日及び10月1日現在における住民基本台帳の人数とする。ただし、新たに下水道の使用を開始若しくは再開したときは、その開始若しくは再開した日の世帯人数とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、管理者は、使用者の届け出により人数割の変更を認めることができる。
- 6 事業所等の使用水量は、管理者が認定する。
- 7 事業所等が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。
 - (1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。
 - (2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は事業所等の態様を勘案して管理者が認定する。この場合において、管理者は、必要があると認めるときは、適当な場所に計測装置を取り付けさせることができる。
 - (3) 事業所等が、その営業に伴い使用する水量とその営業に伴い排除する汚水の量とが異なるものを営む場合、管理者は、使用者に計測装置を取り付けさせ、その使用月に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を提出させるものとする。この場合において、管理者は、前2号の規定にかかわらず、その申告書の記載内容を勘案してその事業所等の排除した汚水の量を認定するものとする。

別表第3（第15条関係）

旧島ヶ原村の区域に適用

使用料の額

使用料1か月につき		
区分	基本料金	加算料金
一般家庭	2,750円	人数割料金 1人につき550円

事業所等	2,750 円	50 人以下	事業所等 (独立) 事業排水なし	0 円
			事業所等 (独立) 事業排水あり	1,100 円
		51 人～150 人	事業所等 (独立) 事業排水なし	1,100 円
			事業所等 (独立) 事業排水あり	3,300 円
		151 人～300 人	事業所等 (独立) 事業排水なし	8,250 円
			事業所等 (独立) 事業排水あり	16,500 円
		301 人以上	事業所等 (独立)	33,000 円
		50 人以下	事業所等 (住宅併用) 事業排水なし	0 円 + 世帯人数 × 550 円
			事業所等 (住宅併用) 事業排水あり	1,100 円 + 世帯人数 × 550 円
		51 人～150 人	事業所等 (住宅併用) 事業排水なし	1,100 円 + 世帯人数 × 550 円
			事業所等 (住宅併用) 事業排水あり	3,300 円 + 世帯人数 × 550 円
		151 人～300 人	事業所等 (住宅併用) 事業排水なし	8,250 円 + 世帯人数 × 550 円
			事業所等 (住宅併用) 事業排水あり	16,500 円 + 世帯人数 × 550 円
		301 人以上	事業所等 (住宅併用)	33,000 円

1 使用料の額は、毎使用月において、一般家庭は1世帯当たりの基本料金と人数割料金とし、事業所等は基本料金と建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の規定に基づき算出した処理対象人員に応じ、上記表に定めるところに

より算出した額とする。

- 2 供用開始後、使用を開始していない当初参画者においては、維持管理費として基本料金相当額を徴収するものとする。
- 3 使用料は、その日の属する月分として納入通知書により納入又は口座振替の方法により毎月徴収する。
- 4 一般家庭及び住宅併用の事業所等の世帯人数は、毎年4月1日及び10月1日現在における住民基本台帳の人数とする。ただし、新たに下水道の使用を開始若しくは再開したときは、その開始若しくは再開した日の世帯人数とする。
- 5 事業所等の人員算定は、毎月1日とする。ただし、新たに下水道の使用を開始若しくは再開したときは、その開始若しくは再開した日とする。
- 6 前2項の規定にかかわらず、管理者は、使用者の届出により人数割の変更を認めることができる。
- 7 使用者が特別に必要として公共ますを追加して設置したときは、設置した日の属する月から追加した公共ます1つにつき月額550円を徴収する。ただし、使用者の使用する排水設備が公道により分断され、又は分断されており、やむを得ず公共ますを追加した場合は、この限りでない。

別表第4（第15条関係）

旧阿山町の区域に適用

使用料の額

使用料1か月につき		
区分	基本料金	加算料金
一般家庭	2,750円	人数割料金 1人につき550円
事業所等	2,200円	使用水量割料金 1立方メートルにつき192円

- 1 使用料の額は、毎使用月において、一般家庭は1世帯当たりの基本料金と人数割料金とし、事業所等は基本料金と排除した汚水量に応じ上記表に定めるところにより算出した額とする。
- 2 供用開始後、使用を開始していない当初参画者においては、維持管理費として基本料金相当額を徴収する。
- 3 使用料は、その日の属する月分として納入通知書により納入又は口座振替の方法により毎月徴収する。ただし、事業所等は隔月で徴収する。

- 4 一般家庭及び住宅併用の事業所等の世帯人数は、毎年4月1日及び10月1日現在における住民基本台帳の人数とする。ただし、新たに下水道の使用を開始若しくは再開したときは、その開始若しくは再開した日の世帯人数とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、管理者は、使用者の届出により人数割の変更を認めることができる。
- 6 使用者が特別に必要として公共ますを追加して設置したときは、設置した日の属する月から追加した公共ます1つにつき月額550円を徴収する。ただし、使用者の使用する排水設備が公道により分断され、又は分断されており、やむを得ず公共ますを追加した場合は、この限りでない。
- 7 事業所等の使用水量は、管理者が認定する。
- 8 事業所等が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。
 - (1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。
 - (2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は事業所等の態様を勘案して管理者が認定する。この場合において、管理者は、必要があると認めるときは、適当な場所に計測装置を取り付けさせることができる。
 - (3) 事業所等が、その営業に伴い使用する水量とその営業に伴い排除する汚水の量と異なるものを営む場合、管理者は、使用者に計測装置を取り付けさせ、その使用月に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を提出させるものとする。この場合において、管理者は、前2号の規定にかかわらず、その申告書の記載内容を勘案してその事業所等の排除した汚水の量を認定するものとする。

(上野新都市産業汚水処理施設の管理に関する条例の一部改正)

第3条 上野新都市産業汚水処理施設の管理に関する条例(平成16年伊賀市条例第221号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第10条関係)

使用料の額

施設使用料1か月につき		
基本使用料	200立方メートルまで	5,500円
超過使用料	200立方メートルを超え500立方メートルまで	33円

(1立方メートル当たり)	500立方メートルを超え1,000立方メートルまで	38円
	1,000立方メートルを超える分	44円

(伊賀市戸別合併処理浄化槽の管理に関する条例の一部改正)

第4条 伊賀市戸別合併処理浄化槽の管理に関する条例(平成16年伊賀市条例第222号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

人槽区分	金額(月額)
5人槽	5,500円
6人槽	5,775円
7人槽	6,050円
8人槽	6,325円
9人槽から10人槽まで	6,600円
11人槽から15人槽まで	11,000円
16人槽から20人槽まで	14,300円
21人槽から25人槽まで	16,500円
26人槽から30人槽まで	19,800円
31人槽から40人槽まで	24,200円
41人槽から50人槽まで	28,600円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の伊賀市農業集落排水処理施設等の管理に関する条例別表第1の規定、第2条の規定による改正後の伊賀市下水道条例別表第1から別表第4までの規定、第3条の規定による改正後の上野新都市産業汚水処理施設の管理に関する条例別表の規定並びに第4条の規定による改正後の伊賀市戸別合併処理浄化槽の管理に関する条例第5条第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に農業集落排水処理施設、公共下水道施設、上野新都市産業汚水処理施設及び戸別合併処理浄化槽(以下「下水道施設等」という。)の使用を開始する場合における使用料の算定について

適用し、施行日の前日以前から引き続き下水道施設等を使用している場合における施行日以後の最初の使用料の算定については、なお従前の例による。